

令和 8 年度保険料率について

令和 8 年度保険料率につきましては、本年 2 月 2 0 日に開催されました組合会のご承認を得て、一般保険料率および介護保険料率を下記のとおり決定いたしました。

また、令和 8 年 4 月分保険料より徴収が始まる「子ども・子育て支援金」につきまして、お知らせいたします。

記

● 令和 8 年度保険料率【令和 8 年 3 月分保険料（4 月請求分）から】

1. 一般保険料率は従来のまま $11.0 / 100$ で変更ありませんが、内訳（基本保険料・特定保険料・調整保険料）の率が以下のとおり変更となります。

一般保険料率 $\frac{11.0}{100}$	}	基本保険料率 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">健康保険加入者に対する医療給付、保健事業などにあてるための保険料率</td> <td style="font-size: 2em;">〕</td> </tr> </table>	〔	健康保険加入者に対する医療給付、保健事業などにあてるための保険料率	〕	$\frac{8.169}{100}$
		〔	健康保険加入者に対する医療給付、保健事業などにあてるための保険料率	〕		
		特定保険料率 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金などにあてるための保険料率</td> <td style="font-size: 2em;">〕</td> </tr> </table>	〔	後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金などにあてるための保険料率	〕	$\frac{2.724}{100}$
〔	後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金などにあてるための保険料率	〕				
調整保険料率 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">健康保険法附則第 2 条に規定する財政調整のための交付金交付事業にかかる拠出金にあてるもので、その保険料率は、毎年政令で決定されます。</td> <td style="font-size: 2em;">〕</td> </tr> </table>	〔	健康保険法附則第 2 条に規定する財政調整のための交付金交付事業にかかる拠出金にあてるもので、その保険料率は、毎年政令で決定されます。	〕	$\frac{0.107}{100}$		
〔	健康保険法附則第 2 条に規定する財政調整のための交付金交付事業にかかる拠出金にあてるもので、その保険料率は、毎年政令で決定されます。	〕				

2. 介護保険料率（ $1.5 / 100$ ）につきましては、変更ありません。

● 子ども・子育て支援金率【令和 8 年 4 月分保険料（5 月請求分）から】

支援金率 $0.23 / 100$

〔	少子化対策を促進するための施策に必要となる費用にあてるもので、国より一律の率が示され決定されます。	〕
---	---	---

	負担区分	令和8年2月分まで	令和8年3月分から	令和8年4月分から
一般保険料率	事業主	5.60%	5.60%	5.60%
	被保険者	5.40%	5.40%	5.40%
	合計	11.00%	11.00%	11.00%
介護保険料率	事業主	0.75%	0.75%	0.75%
	被保険者	0.75%	0.75%	0.75%
	合計	1.50%	1.50%	1.50%
子ども・子育て支援金率	事業主	—	—	0.115%
	被保険者	—	—	0.115%
	合計	—	—	0.23%

* 一般保険料率および介護保険料率について変更はありません。(内訳のみ変更となります。)